

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00797

研究課題名（和文）ポピュリズム憲法学と立憲主義に関する総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive study on populist constitutionalism

研究代表者

木下 智史（KINOSHITA, Satoshi）

関西大学・法務研究科・教授

研究者番号：40183793

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 7,500,000円

研究成果の概要（和文）：現在、アメリカで有力な潮流となっている「ポピュリズム憲法学」と呼ばれる憲法理論について、その主張の内容と特徴、その問題意識を総合的に検証した。一連の研究活動を通じて、「ポピュリズム憲法学」とは、「市民の意思が憲法のあり方に決定的な意味をもつ」ことを基軸とした憲法観であり、憲法変動論としての側面のほか、違憲審査の正統性に関する議論の側面、啓蒙的（運動論的）な側面があることが確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、憲法は、市民とは縁遠い存在とみられがちであるが、アメリカの「ポピュリズム憲法学」の論者の主張を通じて、実際には、市民こそが憲法の存在を支え、時に憲法の内容に変動をもたらすものであることを知ることができる。

研究成果の概要（英文）：Popular Constitutionalism, which is one of the most prominent constitutional theory in the U.S., is based upon the perception that the People's will defines the meaning of the Constitution. It relates to the notion of constitutional changes, the legitimacy of the judicial review, and arguments for mobilization of the citizens for constitutional changes.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 国民主権 アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

現在のアメリカ憲法学のなかの有力な潮流に「ポピュリズム憲法学 (popular constitutionalism)」「ポピュリスト的立憲主義」「人民立憲主義」とも呼ばれる)がある。その内容は、論者によって多様ではあるが、憲法の理解において人民の政治的意思の発現に究極的権威を認める思考ということができる。

アメリカ憲法学においては、アメリカ合衆国憲法が拠って立つ民主主義の原則と裁判所による違憲審査権の行使(「司法審査」との相克をどのように調和させるのが長く争われてきた。その論争の過程で、憲法制定者の意図に基づいて憲法を解釈すべきとする「原意主義(originalism)」の主張が有力になされる一方で、憲法の文言や制定者意思に縛られず、憲法の意味が時代とともに変化するととらえる「生ける憲法(living Constitution)」の主張もなされてきた。「ポピュリズム憲法学」は、憲法解釈の対象となる「憲法」の内容が人民の意思によって形成され、変容することを強調することで、憲法に基づいて民主的議会の制定した法律を裁判所が無効とするという違憲審査の正当性を弁証する試みといえる。ただし、「ポピュリズム憲法学」といっても、論者によって、その主張の力点、憲法のとらえ方、民主主義理解、違憲審査の正当化の手法などが異なる。また、人民の意思に基づく憲法という憲法観の応用場面も、憲法史の理解に重点を置くものや憲法の理論的分析としてなされるものなどがある。いずれにしても、「ポピュリズム憲法学」に属するとされる論者、たとえば、ブルース・アッカマン、マーク・タシュネット、アキール・アマー、ジェド・ルーベンフェルドらが現在のアメリカ憲法学においてもっとも注目すべき主張を展開している論者であることは異論のないところである。また、「ポピュリズム憲法学」の主張が、アメリカ合衆国という土壌を背景にして登場していることは確かではあるが、その主張内容は、立憲主義と民主主義との緊張関係の克服の方向性や民主主義論といった憲法学の一般理論として展開されており、日本において、その議論の方向性が注目を集めることにも理由がある。

「ポピュリズム憲法学」は、アメリカ憲法学における違憲審査制と民主主義をめぐる議論を、より一般的な、立憲主義と民主主義との緊張関係として描いた阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社、2001年)がブルース・アッカマン、アキール・アマー等の議論を紹介したことから日本においても注目を集めるようになった。また、研究代表者の木下は、2003年度公法学会報告「市民の憲法解釈」公法研究66号(2004年)149頁以下以来、様々な機会にその主張の紹介、検討を重ねてきた。ポピュリズム憲法学に位置付けられる個々の論者についても、たとえばブルース・アッカマンについては、川岸令和と大江一平が早くからその「二元的民主政」の主張を検討する論稿を発表しているし、アキール・アマーについても松井茂記が詳しくその主張内容を紹介する論稿を発表するなど、活発にその主張内容が取りあげられている。また、近年では、本研究会のメンバーである川鍋健が、アッカマン、アマーをはじめとするイェール学派の論者について包括的な研究を進めている。

しかし、これまでの「ポピュリズム憲法学」に関する日本における研究は、個々の研究者がその時々の問題意識に応じてその主張内容の一側面や特定の論者の主張に力点を置いて紹介、検討したものが中心であり、その内容の把握としてはいまだに断片的であるとの印象をぬぐえない。そこには、日本において、これまでアメリカ憲法学について研究を進める研究者がかなりの数に上るにもかかわらず、共通の場で意見を交換する研究会組織がなかったことにも原因があるように思われる。

2. 研究の目的

本研究は、1で述べた問題意識に基づき、先に挙げた阪口、大江、川岸をはじめとする、これまで「ポピュリズム憲法学」を研究してきた研究者を中心に、アメリカ憲法学を研究対象としている中堅、若手研究者を集めて集団的に研究する場を設け、「ポピュリズム憲法学」の主張内容についてじっくり検討しようとするものであった。1で述べたように、「ポピュリズム憲法学」といっても、なにか一つの体系的な主張があるわけではないので、まずはアッカマンの名著であるWE THE PEOPLEシリーズ3巻の検討を軸に、その主張の特質を探ることから始めることとした。また、研究会に参加したメンバーの問題意識に沿って、アッカマン以外の主要な論者の主張の検討も進めた。そして、これらの基礎的な研究のうえに立って、「ポピュリズム憲法学」の主張を、「司法審査と民主主義」や原意主義をめぐるアメリカ憲法学の論争のなかでの位置付けと「ポピュリズム憲法学」の意義と可能性、そしてその限界について総括的検討を行うことを目指した。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者のほか、アメリカ憲法学を主な研究対象とする11名の連携研究者から成る共同研究プロジェクトであった(最終的には13名となった)。4年間の研究期間を通じて、計14回の研究会を実施し、38の研究報告が行われた。同時に、“WE THE PEOPLE”第1巻から第3巻までの集団的検討を進めた。また、研究会においては、憲法学研究者にとどまらず、法哲学、英米法、政治学を専門とする、10名のゲスト・スピーカーを招聘し、「ポピュリズム憲法学」に対する多角的なアプローチを試みた。研究会には研究会メンバー以外にも広く参加を呼びかけた結果、40名近い参加者を集める会もあり、研究者のネットワーク作りとしての機能も十分果たした。当初、研究期間の節目ごとに、アメリカにおいて、アッカマンなど「ポピュリズム憲法学」の論者との意見交換の場も設ける予定ではあったが、新型コロナ・ウィルスの感染拡大の結果、断念せざるをえなかった。

4. 研究成果

本研究における研究報告は、いわゆる「ポピュリズム憲法学」の理論向に関するものにとどまらず、個々の判決や論者に関する研究など、アメリカ憲法学全般に関するもの、さらにポピュリズム憲法学への法哲学的アプローチに関するものや「ポピュリズム」とされる政治動向に関する政治学からのアプローチも含まれており、多様な内容、方法論による文字通りの「総合的研究」になった。

研究会と同時に、Bruce Ackerman, WE THE PEOPLEシリーズ3巻の輪読、翻訳作業も進め、第1巻FOUNDATIONSについては、ブルース・アッカマン著(川岸令和・木下智史・阪口正二郎・矢澤正嗣監訳)『アメリカ憲法理論史 その基底にあるもの』(北大路書房、2020年)として出版された。

一連の研究活動を通じて、いわゆる「ポピュリズム憲法学」と呼ばれる憲法観には、「市民の意思が憲法のあり方に決定的な意味をもつ」ことを基軸としており、これまで焦点が当てられてきた憲法変動論としての側面のほか、違憲審査の正統性に関する議論の側面、啓蒙的(運動論的)な側面があり、とりわけBruce Ackermanの主張には、彼が奉じる「ニューディール+市民的権利革命体制の正当化」を図ろうとする意図がみられることが確認できた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 木下 智史	4. 巻 245号
2. 論文標題 私立大学における学生の自由	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 24頁から25頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木下 智史	4. 巻 58号
2. 論文標題 表現の自由と行政のあり方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊 人権問題	6. 最初と最後の頁 53頁から62頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大江 一平	4. 巻 3号
2. 論文標題 在日外国人のシティズンシップ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 総合法政策研究会誌	6. 最初と最後の頁 61頁から62頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木下 智史	4. 巻 80号
2. 論文標題 立憲主義の原型と変容 アメリカ合衆国の議論を素材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 1 - 22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木下 智史	4. 巻 2373
2. 論文標題 NHK受信料最高裁大法廷判決について 憲法学の観点から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 3 - 7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大江一平	4. 巻 第2号
2. 論文標題 二元的民主政理論における市民的権利運動の位置付け	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 総合法政策学研究会誌	6. 最初と最後の頁 54-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 木下 智史
2. 発表標題 On Ackerman's Emergency Constitution
3. 学会等名 関西大学・漢陽大学・コンスタンツ大学合同セミナー (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大久保卓治・小林直三・奈須祐治・大江一平・守谷賢輔	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 226頁
3. 書名 『憲法入門！市民講座』	

1. 著者名 ブルース・アッカマン (川岸令和・木下智史・阪口正二郎)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 436
3. 書名 アメリカ憲法理論史: その基底にあるもの	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	大江 一平 (00E Ippei) (20509624)	東海大学・スチューデントアチーブメントセンター・准教授 (32644)	
研究 分担者	金原 宏明 (KANEHARA Hiroaki) (70811040)	熊本学園大学・経済学部・准教授 (37402)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------